

株 主 各 位

東京都渋谷区東三丁目14番15号
株式会社イントランス
代表取締役 上島規男

第9回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第9回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成19年6月20日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|---------|---|
| 1. 日 時 | 平成19年6月21日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都港区浜松町二丁目4番1号
世界貿易センタービル 38階「フォンテーヌ」
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 目的事項 | |
| 報告事項 | 第9期（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）
事業報告の内容報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 第9期（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）
計算書類承認の件 |
| 第2号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第3号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第4号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第5号議案 | 会計監査人選任の件 |

4. 招集にあたっての決定事項

代理人による議決権行使

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙をご持参のうえ、会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.intrance.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、海外経済の不透明さや原油価格の高騰等の懸念材料は残るものの、好調な企業収益を背景に、企業の設備投資が増加を続けました。また、個人消費に弱さがみられたものの、雇用・所得環境の改善が広がり、景気は緩やかながら回復基調にありました。

不動産業界におきましては、東京、大阪、名古屋の三大都市圏から仙台や福岡など中核都市にも地価上昇が広がりをみせ、平成19年1月1日時点の公示地価全国平均で平成3年以来16年ぶりにプラスに転じるなど、良質な物件に対する需要が増加しております。

このような状況下におきまして、当社は、主業であるプリンシパルインベストメント事業における強みを活かし、積極的な拡大展開を図るため、人員の増強を行い、営業体制を強化いたしました。プリンシパルインベストメント事業におきましては、大型物件4件を含む6物件を販売いたしました。

この結果、当事業年度の売上高は8,986,958千円(前年同期比231.9%増)、経常利益は1,139,415千円(同100.6%増)、当期純利益は625,018千円(同112.0%増)となりました。

事業部門別の業績は以下のとおりであります。

(プリンシパルインベストメント事業)

プリンシパルインベストメント事業におきましては、大型物件4件を含む6物件を販売したことにより売上高は8,782,799千円(前年同期比284.3%増)となりました。

(ソリューション事業)

賃貸管理事業におきまして、当社保有物件は、売却により4物件減少、新たな取得により8物件増加し保有物件は増加しましたものの、新たに取得した物件には空室率の高い物件が多かったため売上高は165,106千円(同27.0%減)となりました。

プロパティマネジメント事業におきましては、新たに管理物件を3件受託したこと等により売上高は37,868千円(同1865.0%増)となりました。

コンサル事業におきましては、前事業年度において都市再開発案件に係る手数料収入194,473千円がありました。が、当事業年度には都市再開発案件がありませんでしたので、その反動により売上高は1,184千円(同99.4%減)となりました。

これらによりソリューション事業の売上高は、204,159千円(同51.7%減)となりました。

(2) 設備投資の状況

該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

平成18年12月14日に公募増資により7,000株の新株式を発行し、これにより7億1,225万円を調達いたしました。

(4) 対処すべき課題

プリンシパルインベストメント事業の強化・拡大

当社は、物件の仕入からバリュアアップ、販売までを営業担当者が終始一貫して行うことを特徴としております。これには情報ネットワーク力、新規案件発掘能力、交渉力、企画力等、高度なスキルを持った人材が必要となります。現在、少数精鋭で事業を行っておりますが、今後も引き続き人員の増強及び人材教育の充実等によりプリンシパルインベストメント事業の基盤強化を図り、さらなる事業拡大を推し進めてまいります。また、当社は現在、主に東京都内 23 区を中心に事業を行っておりますが、さらなるビジネスチャンスを獲得するため、大阪、名古屋等地方都市に拠点展開を行い営業エリアを広げてまいります。加えて、対象案件の多様化を図るため、開発をベースとしたバリュアアップや開発案件にも積極的に取り組んでまいります。

リテール事業の立ち上げ及び早期戦力化

当社は、プリンシパルインベストメント事業とシナジー効果があり第2の収益の柱となるリテール事業を展開してまいります。同事業は、主に東京都心部を中心に不動産売買仲介、リーシング、不動産管理等のサービスを提供するリテール店舗の展開を図るもので、不動産利用者及び不動産所有者に対してこれらサービスを提供するとともに、これらのニーズを吸い上げプリンシパルインベストメント事業において企画に活かすなどシナジー効果が見込まれます。プリンシパルインベストメント事業にとりまして

も、販売用不動産のバリューアップ時に、リテール店舗を活用して早期にリーシングを行い稼働率を高めることができることに加え、リテール事業におけるプロパティマネジメントサービスの提供によって取引関係の構築できた不動産所有者に対して当社販売用不動産を紹介すること、さらには、これら不動産所有者から所有物件のバリューアップに対する相談や売却に関する相談をお受けするなどプラスの効果が期待されます。そのため、当社はリテール事業の立ち上げ及び早期戦力化に向けて積極的に取り組んでまいります。

経営基盤の強化

今後の当社の成長にとって上記のとおり優秀な人材の獲得及び育成が欠かせないとの考えから、新卒・中途ともに積極的な採用活動を行うほか、教育制度の充実に注力してまいります。加えて、新人事制度やモチベーションを高めるための施策の導入を行ってまいります。また、事業拡大に備えて、内部管理体制の整備を進めてまいります。

(5) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(6) 事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(7) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(8) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(9) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第6期 (平成15年度)	第7期 (平成16年度)	第8期 (平成17年度)	第9期(当期) (平成18年度)
売 上 高(千円)	1,589,324	1,939,746	2,708,131	8,986,958
経 常 利 益(千円)	147,124	304,680	567,983	1,139,415
当 期 純 利 益(千円)	80,408	172,011	294,853	625,018
1株当たり当期純利益(円)	80,408.44	7,066.31	10,309.56	10,545.09
総 資 産(千円)	283,114	2,299,552	6,329,399	7,720,579
純 資 産(千円)	132,661	484,672	779,525	2,116,794
1株当たり純資産額(円)	132,661.03	16,946.59	27,256.15	32,971.87

- (注) 1. 第9期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。
2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。
3. 当社は、平成15年4月28日付で当社普通株式1株につき1.25株、平成16年9月29日付で当社普通株式1株につき21株、及び平成18年5月31日付で当社普通株式1株につき2株の株式分割をしております。

(10) 主要な事業内容(平成19年3月31日現在)

区 分	内 容	第9期(当期)	
		売 上 高	構成比
プリンシパルインベストメント事業	自己勘定による不動産購入、購入不動産の価値向上、投資家への売却	8,782,799千円	97.7%
ソリューション事業	不動産運営による賃料収入、不動産管理による管理収入、不動産仲介による手数料収入等	204,159千円	2.3%
合 計		8,986,958千円	100.0%

(11) 主要な事業所(平成19年3月31日現在)

本 社 東京都渋谷区

(12) 従業員の状況（平成19年3月31日現在）

区 分	従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
男 性	18名	+ 9名	33.3歳	1.1年
女 性	3名	+ 3名	26.5歳	0.8年
合計または平均	21名	+ 12名	32.3歳	1.0年

(13) 重要な親会社及び子会社並びに企業結合等の状況

親会社の状況

該当事項はありません。

重要な子会社の状況

該当事項はありません。

重要な企業結合等の状況

該当事項はありません。

(14) 主要な借入先（平成19年3月31日現在）

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,900,000千円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	1,360,000千円
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	522,000千円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	450,000千円
株 式 会 社 東 京 都 民 銀 行	250,000千円
株 式 会 社 千 葉 銀 行	195,000千円

(15) その他会社の現況に関する重要な事項

当社株式は、平成18年12月15日に、株式会社東京証券取引所マザーズに上場いたしました。

2. 会社の株式に関する事項（平成19年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 228,800株

(2) 発行済株式の総数 64,200株

(注) 当事業年度中の増加

当社は、平成18年5月31日付をもって普通株式1株を2株に分割し、これにより28,600株増加しております。また、株式会社東京証券取引所マザーズへの上場に伴い、新株発行により7,000株増加いたしました。

(3) 株主数 3,420名

(4) 発行済株式の総数の10分の1以上の数の株式を保有する大株主

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	出 資 比 率
上 島 規 男	25,900株	40.34%
有限会社レアリア・インベストメント	19,000株	29.60%

3. 会社の新株予約権等に関する事項（平成19年3月31日現在）

(1) 当事業年度末日における新株予約権等の状況

平成18年3月27日開催の臨時株主総会決議による新株予約権（当社は、平成18年5月31日付をもって普通株式1株を2株に分割しておりますので、下記発行数及び価格は分割後の数値を記載しております。）

- ・新株予約権の数 1,000個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 1,000株（新株予約権1個につき1株）
- ・各新株予約権の発行価額 無償
- ・各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額
1個当たり 32,500円
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成20年12月1日から平成25年11月30日まで
- ・新株予約権の行使の条件

新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使用することを要する。ただし、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。新株予約権発行時において当社の取締役、監査役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社又は当社の関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職並びに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。

- ・上記新株予約権のうち当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役	754個	754株	4名
監査役	36個	36株	1名

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項（平成19年3月31日現在）

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び他の法人等の代表状況等
代 表 取 締 役	上 島 規 男	有限会社レアリア・インベストメント 取締役
常 務 取 締 役	鳥 越 憲 一	管理部門管掌兼人事・総務部長
取 締 役	磯 部 和 夫	プリンシパルインベストメント事業部長
取 締 役	濱 谷 雄 二	財務・経理部長
常 勤 監 査 役	成 田 范	税理士
監 査 役	國 吉 歩	弁護士

(注) 1. 監査役成田氏及び國吉氏は、社外監査役であります。

2. 取締役磯部和夫氏の担当は、平成19年4月1日付で営業部門管掌兼プリンシパルインベストメント事業第一部長に変更されています。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	4名	108,400千円
監 査 役 (うち社外監査役)	2名 (2名)	3,650千円 (3,650千円)
合 計	6名	112,050千円

(3) 社外役員に関する事項

他の会社の社外役員との兼任状況

監査役國吉氏は、株式会社パーテックスリンクの社外監査役を兼務しておりますが、兼務先と当社との取引関係はございません。

当事業年度における主な活動状況

監査役成田氏は、当事業年度開催の取締役会全てに出席し、主に税理士としての専門的見地からの発言を行っております。監査役國吉氏は、就任後の取締役会全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。

報酬等の総額

当事業年度における社外役員への報酬等の総額は3,650千円であります。

5. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社が業務の適正を確保するための体制は次のとおりであります。

(1) 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

役職員の職務の執行が法令及び定款に適合するとともに、企業としての社会的責任を果たすために、代表取締役及びコンプライアンス担当取締役が、法令、定款並びに規程等を遵守して職務の執行を行うべく役職員への周知徹底を図ります。

監査役は、独立した立場から、取締役等による業務が適正に確保されているかを取締役会への出席等を通じて監査します。

内部監査は、財務・経理部が担当し、内部統制システムが有効に機能しているか、基本方針が実行されているかを監視しております。

人事・総務部をコンプライアンス担当部署とし、同部門の担当取締役を責任取締役とします。そして、同部門において法令遵守に関する研修会を実施し、社内への周知徹底を図ります。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会等の重要な会議の意思決定・審議内容に係る情報、代表取締役決裁事項のうち特に重要な事項等については、人事・総務部門を担当部署として、議事録、稟議書を保存・管理し、必要な関係者が閲覧できる体制を整備します。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理に係る規程の制定を行いリスク内容等の検討審議と予防対策事項等を行う機関の設置を行い、リスク軽減と発生防止に努めます。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、職務権限規程並びに業務分掌規程を詳細に定めることにより、業務プロセス並びに責任部署の明確化を図ります。

今後、さらなる権限委譲を進めると共に、各部門における担当業務の明確化等を通じて、業務の効率化を推進します。

(5) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

当社は、会社が小規模であることから、基本的に補助すべき従業員を置く必要はないと判断していますが、監査役職務の必要状況に応じて補助従業員を置くものとします。補助従業員は、兼任も可能としますが、当該職務を遂行するに当たっては取締役からの指揮命令は受けないものとします。

(6) 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会等、重要な意思決定会議に出席し、取締役及び従業員から重要事項の報告を受けるものとします。そのため取締役は、重要な会議開催の日程を監査役に連絡し、必要に応じて出席を依頼するものとします。また、次のような緊急事態が発生した場合には、取締役及び従業員は、遅滞無く監査役に報告するものとします。

当社の業務又は財務に重大な影響を及ぼすおそれのある法律上又は財務上の諸問題

その他当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実

(7) その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

常勤監査役は、取締役及び部門長から重要事項について、常に報告を受け、また、調査を必要とする場合には人事・総務部に要請して、監査が効率的に行われる体制とします。また、常勤監査役と社外監査役は、毎月開催される定時取締役会の開催後に、重要事項について協議するほか、適宜、監査法人との面談を持ち、特に財務上の問題点に付き協議する方針です。このような体制で、監査役監査がより実効的に行われることを確保してまいります。

6. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨て、比率につきましては表示単位未満の端数を四捨五入して、それぞれ表示しております。

貸借対照表

(平成19年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	7,704,770	流 動 負 債	5,502,075
現金及び預金	1,281,686	短期借入金	4,677,000
売掛金	1,367	一年以内返済予定長期借入金	2,223
販売用不動産	6,044,714	未払金	96,673
前渡金	268,521	未払費用	6,957
前払費用	9,896	未払法人税等	372,454
繰延税金資産	47,195	前受金	22,603
預け金	15,000	預り金	74,161
立替金	1,778	預り敷金	232,950
未収入金	71	賞与引当金	14,051
未収消費税等	34,539	役員賞与引当金	3,000
固 定 資 産	14,582	固 定 負 債	101,710
有形固定資産	5,974	社 債	100,000
建物附属設備	5,495	長期借入金	1,710
工具器具備品	478	負 債 合 計	5,603,785
無形固定資産	48	純 資 産 の 部	
電話加入権	48	株 主 資 本	2,116,794
投資その他の資産	8,560	資 本 金	586,125
出 資 金	30	資 本 剰 余 金	356,125
敷 金	7,930	資 本 準 備 金	356,125
保 証 金	600	利 益 剰 余 金	1,174,544
繰 延 資 産	1,226	その他利益剰余金	1,174,544
社 債 発 行 費	1,226	繰越利益剰余金	1,174,544
資 産 合 計	7,720,579	純 資 産 合 計	2,116,794
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	7,720,579

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		8,986,958
売 上 原 価		7,163,614
売 上 総 利 益		1,823,343
販売費及び一般管理費		557,367
営 業 利 益		1,265,976
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	764	
雑 収 入	289	1,053
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	64,318	
社 債 利 息	1,830	
社 債 発 行 費 償 却	1,226	
借 入 手 数 料	48,961	
株 式 交 付 費	11,277	127,614
経 常 利 益		1,139,415
税 引 前 当 期 純 利 益		1,139,415
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	488,825	
法 人 税 等 調 整 額	25,572	514,397
当 期 純 利 益		625,018

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
		資本準備金	その他利益剰余金		
			繰越利益剰余金		
平成18年3月31日残高	230,000	-	549,525	779,525	779,525
事業年度中の変動額					
新株の発行	356,125	356,125		712,250	712,250
当期純利益			625,018	625,018	625,018
事業年度中の変動額合計	356,125	356,125	625,018	1,337,268	1,337,268
平成19年3月31日残高	586,125	356,125	1,174,544	2,116,794	2,116,794

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産 個別法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 定率法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
建物附属設備 15年
工具器具備品 6～10年

3. 繰延資産の処理方法

(1) 社債発行費

社債発行の後3年以内(3年以内に社債償還の期限が到来するときは、その期間内)に均等償却しております。

(2) 株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

(繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い)

当事業年度より、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第19号 平成18年8月11日)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。

4. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

当事業年度から「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号 平成17年11月29日)を適用しております。

この結果、従来の方法に比べて、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益が、3,000千円減少しております。

5. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

6. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。

7. 重要な会計方針の変更

(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)

当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

従来の資本の部の合計に相当する金額は2,116,794千円であります。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保付債務

担保に供している資産は次のとおりであります。

販売用不動産	5,312,403千円
計	5,312,403千円

担保付債務は次のとおりであります。

短期借入金	4,677,000千円
計	4,677,000千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 2,464千円

損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
普通株式	28,600	35,600	-	64,200

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加35,600株は、平成18年5月31日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行ったことによる増加28,600株及び平成18年12月14日を払込期日とする公募増資による新株の発行による増加7,000株であります。

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 剰余金の配当に関する事項

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月21日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	51,360	800	平成19年3月31日	平成19年6月22日

(注) 1株当たり配当額の内訳

普通配当	600円
東京証券取引所マザーズ上場記念配当	200円

4. 新株予約権等に関する事項

権利行使期間の初日が到来しているものはございませんので、記載を省略しております。

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	(千円)
未払事業税	24,777
未払不動産取得税	5,233
未払固定資産税	922
販売用不動産	9,579
賞与引当金	5,717
その他	965
繰延税金資産計	47,195

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	40.7%
(調整)	
交際費等永久に損金算入されない項目	0.4%
同族会社に対する留保金課税	3.5%
その他	0.5%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	45.1%

リースにより使用する固定資産に関する注記

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、取引の内容の重要性が乏しく、かつ、契約1件当たりの金額が少額であるため、記載を省略しております。

関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

1 株当たり情報に関する注記

1 . 1 株当たり純資産額	32,971円87銭
2 . 1 株当たり当期純利益	10,545円09銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

監査役の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

私たち監査役は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第9期事業年度における取締役の職務執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監査役は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

3. 追記情報

(1) 正当な理由による会計方針の変更

- 一 当事業年度から「役員賞与に関する会計基準（企業会計基準第4号 平成17年11月29日）」を適用しております。
- 二 当事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）」及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）」を適用しております。

(2) 重要な偶発事象

該当事項はありません。

(3) 重要な後発事象

該当事項はありません。

平成19年5月15日

株式会社イントランス

常勤監査役 成 田 范 ㊞

監 査 役 國 吉 歩 ㊞

(注) 常勤監査役成田范及び監査役國吉歩は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 第9期（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）計算書類承認の件

議案の内容につきましては、提供書面13頁から19頁に記載のとおりであります。取締役会といたしましては、第9期の計算書類が、法令及び定款に従い、会社財産及び損益の状況を正しく示しているものと判断いたしております。

第2号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

第9期の期末配当につきましては、業績水準、株主への利益還元、企業体質の強化等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき普通配当600円に東京証券取引所マザーズ上場記念配当200円を加え合計金800円といたしたいと存じます。なお、この場合の配当総額は51,360千円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
平成19年6月22日といたしたいと存じます。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 発行可能株式総数の変更については、今後の事業拡大に伴う資金調達に備えるため、発行可能株式総数を増加するものです。株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の新設については、株主に対し、迅速に株主総会参考書類等を提供できる利点から新設するものです。
また、当社には、会社法の大会社として監査役会及び会計監査人を設置すべき義務が生じますので、監査役会及び会計監査人の設置について新設し、あわせて所要の改定を行うものであります。
- (2) 当社株式が平成18年12月15日をもって株式会社東京証券取引所マザーズへ上場されたことに伴い、当社の発行する株式は「株券等の保管及び振替に関する法律」に基づいて株式会社証券保管振替機構の取扱銘柄となり、新たに「実質株主」及び「実質株主名簿」に係る事項が加わることになりましたので、これに対応した所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は、<u>228,800株</u>とする。</p> <p>(株式の割当てを受ける権利等の決定)</p> <p>第7条 当社は、当社の株式(自己株式の処分による株式を含む。)および新株予約権を引き受ける者の募集をする場合において、その募集事項、<u>株主に当該株式または新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨</u>およびその引受けの申し込みの期日の決定は取締役会の決議によって定める。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し公告する。</p> <p>当社の<u>株主名簿</u>、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、ならびにその他株式および新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は、<u>256,800株</u>とする。</p> <p>(株式の割当てを受ける権利等の決定)</p> <p>第7条 当社は、当社の株式(自己株式の処分による株式を含む。)および新株予約権を引き受ける者の募集をする場合において、その募集事項、<u>株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>に当該株式または新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨およびその引受けの申し込みの期日の決定は取締役会の決議によって定める。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し公告する。</p> <p>当社の<u>株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)</u>、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、ならびにその他株式および新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="154 169 551 229">第3章 株主総会 (新設)</p> <p data-bbox="154 521 378 551">第15条 (条文省略)</p> <p data-bbox="154 586 506 616">第4章 取締役および取締役会</p> <p data-bbox="154 622 405 677">第16条 } (条文省略)</p> <p data-bbox="154 683 226 713">第25条</p> <p data-bbox="154 748 315 778">(取締役会規則)</p> <p data-bbox="154 783 557 873">第26条 取締役会に関する事項については、法令および定款に定めるもののほか、取締役会で定める<u>取締役会規則</u>による。</p> <p data-bbox="154 910 405 964">第27条 } (条文省略)</p> <p data-bbox="154 970 226 1000">第28条</p> <p data-bbox="154 1035 427 1096">第5章 <u>監査役</u> (監査役の設置)</p> <p data-bbox="154 1100 490 1130">第29条 当社は、<u>監査役</u>を置く。</p> <p data-bbox="154 1197 315 1227">(監査役の員数)</p> <p data-bbox="154 1232 557 1292">第30条 当社の監査役は<u>3名以内</u>とする。</p>	<p data-bbox="591 169 987 260">第3章 株主総会 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p data-bbox="591 264 994 491">第15条 当社は、株主総会の招集に際して、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を法令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p data-bbox="591 521 837 551">第16条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="591 586 938 616">第4章 取締役および取締役会</p> <p data-bbox="591 622 864 677">第17条 } (現行どおり)</p> <p data-bbox="591 683 663 713">第26条</p> <p data-bbox="591 748 752 778">(取締役会規程)</p> <p data-bbox="591 783 994 873">第27条 取締役会に関する事項については、法令および定款に定めるもののほか、取締役会で定める<u>取締役会規程</u>による。</p> <p data-bbox="591 910 864 964">第28条 } (現行どおり)</p> <p data-bbox="591 970 663 1000">第29条</p> <p data-bbox="591 1035 938 1096">第5章 <u>監査役および監査役会</u> (監査役および監査役会)</p> <p data-bbox="591 1100 994 1161">第30条 当社は、<u>監査役および監査役会</u>を置く。</p> <p data-bbox="591 1197 752 1227">(監査役の員数)</p> <p data-bbox="591 1232 994 1292">第31条 当社の監査役は<u>3名以上5名以内</u>とする。</p>

現行定款	変更案
<p>第 31 条 ↳ (条文省略) 第 32 条</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第 32 条 ↳ (現行どおり) 第 33 条</p> <p><u>(常勤監査役)</u> 第 34 条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役を選定する。</p> <p><u>(監査役会の招集通知)</u> 第 35 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p><u>前項の規定にかかわらず、監査役会は、監査役全員の同意あるときは、招集手続を経ることなく開催することができる。</u></p> <p><u>(監査役会の決議方法)</u> 第 36 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p><u>(監査役会の議事録)</u> 第 37 条 監査役会における議事の経過およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役が記名押印または電子署名する。</p> <p><u>(監査役会規程)</u> 第 38 条 監査役会に関する事項については、法令および定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>

現行定款	変更案
<p>第<u>33</u>条 } (条文省略) 第<u>34</u>条</p>	<p>第<u>39</u>条 } (現行どおり) 第<u>40</u>条</p>
<p>(章新設)</p>	<p>第<u>6</u>章 <u>会計監査人</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(<u>会計監査人の設置</u>) <u>第 41 条 当社は、会計監査人を置く。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(<u>会計監査人の選任</u>)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第 42 条 会計監査人は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の3分の1以上の議決権を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(<u>会計監査人の任期</u>) <u>第 43 条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(<u>会計監査人の報酬等</u>) <u>第 44 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得てこれを定める。</u></p>
<p>第<u>6</u>章 計算 第<u>35</u>条 } (条文省略) 第<u>38</u>条</p>	<p>第<u>7</u>章 計算 第<u>45</u>条 } (現行どおり) 第<u>48</u>条</p>

第4号議案 監査役1名選任の件

当社は、本総会以後、監査役会を設置する義務を負います。これに伴い監査役1名を選任する必要があります。よって、監査役1名の増員をお願いするものがあります。なお、本議案に関しましては監査役全員の同意を得ております。監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
光家 國彦 (昭和17年12月22日生)	平成5年3月 トーマツコンサルティング株式会社 代表取締役社長 平成12年4月 同社代表取締役会長 平成14年7月 株式会社トランストラクチャ取締役 平成15年3月 株式会社日本オプティカル社外監査役 (現任) 平成15年6月 株式会社レントラックジャパン社外監査役 平成16年4月 株式会社ティファムズ代表取締役会長 (現任) 平成17年4月 フードエックス・グローブ株式会社社外 監査役(現任) 平成17年4月 株式会社ノプト社外監査役(現任) 平成17年6月 タリーズコーヒージャパン株式会社社外 監査役(現任)	0株

- (注) 1. 上記候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 光家國彦氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役候補者であります。
 3. 社外監査役候補者の選任理由及び独立性について

光家國彦氏は非常勤取締役、非常勤監査役としての豊富な知識・経験等を有しておりますので、当社の監査体制強化の観点から、社外監査役として選任をお願いするものであります。

光家國彦氏は当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産(監査役としての報酬を除く。)を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。

光家國彦氏は当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。

光家國彦氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割若しくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。

第5号議案 会計監査人選任の件

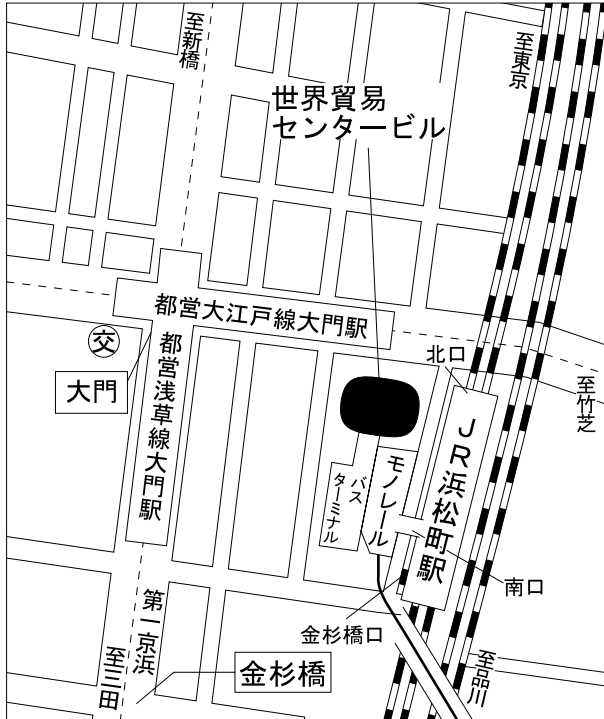
当社は、本総会以後、会社法に定める会計監査人を設置する義務を負います。よって以下のとおり、会計監査人の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案に関しましては監査役全員の同意を得ております。会計監査人候補者は、次のとおりであります。

名	称	新日本監査法人
主たる事務所の所在地		東京都千代田区内幸町二丁目2番3号 日比谷国際ビル
沿	革	平成12年4月1日設立
概	要	(平成19年3月31日現在)
		出 資 金 1,694百万円
		構 成 人 員 3,832名
		関与会社数 4,517社

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区浜松町二丁目4番1号
世界貿易センタービル38階 「フォンテーヌ」
TEL 03 - 3435 - 3801



交通 J R：山手線・京浜東北線 浜松町駅直結（東京駅から6分）

モノレール：羽田線 浜松町駅直結（羽田空港第1ビル駅から21分）

地下鉄：都営浅草線・大江戸線大門駅B3出口「世界貿易センタービル方面」徒歩3分

駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場は、ご遠慮くださいますようお願いいたします。